

令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

令和5年度事業計画（案）

【基本方針】

広島県職業能力開発協会定款第4条に基づく業務について、国及び広島県並びに中央職業能力開発協会との密接な連携の下に、次の事項に重点を置き、効果的かつ効率的に事業を推進する。

- I 技能検定等の職業能力評価制度の推進
- II 事業所・団体が取り組む人材育成への支援
- III 技能尊重気運の醸成

【事業項目】

第1 総務関係

1 会務

(1) 事業計画、予算案等の審議を行うため、通常総会及び理事会を開催する。

- ・通常総会 1回（5月）
- ・理事会 2回（5月、3月）

(2) 業務及び経理の状況を監査するため、監事監査を実施する。（5月）

2 会員の加入促進、情報提供活動の推進

様々な機会を通じて、会員の加入を促進するとともに、効果的な情報発信に努める。

(1) 会報「ひろしま能力開発」の発行

年2回（7月、2月）

(2) 各種情報ツールを活用した広報の推進

協会ホームページのタイムリーな更新、メール配信による会員への情報提供、ポスター等の作成・配布など、各種情報ツールを活用した広報を実施することにより、協会事業の周知・活用を推進する。

3 県及び関係機関等との連携

(1) 職業能力開発に係る各種事業を効果的に実施するため、広島県、広島県技能士会連合会及びその他の関係機関と定期的に会議を開催するなど、密接な情報交換に努めるとともに、必要に応じ連携事業を行う。

(2) 協会を取り巻く環境変化に迅速に対応するため、都道府県職業能力開発協会等との連携を図り、情報収集や関係機関への要望活動等を行う。

- ア 中国ブロック専務理事・事務局長会議 9月（島根県）
- イ 九都道府県職業能力開発協会連絡協議会 5月・12月（東京都）
- ウ 中央職業能力開発協会 理事会、総会 6月（東京都）
- エ 中国・四国職業能力開発協会ブロック会議 6月（山口県）
- オ 9都道府県職業能力開発協会連絡会 7月（兵庫県）
- カ 中国・四国ブロック会議 1月（岡山県）

第2 職業能力評価制度推進事業

1 技能検定の実施（定期試験、随時試験）

技能者の技能習得意欲を増進させるとともに、社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上、更に本県産業の発展に資するため、適正かつ円滑な技能検定を実施する。

(1) 定期試験の実施

特級、1級、2級、3級、単一等級受検者に対し、学科試験・実技試験を実施する。

【令和5年度実施日程】

区 分	前 期	後 期	
実 施 公 示 日	3月1日(水)	9月1日(金)	
受 検 申 請 期 間	4月3日(月)～4月14日(金)	10月2日(月)～10月13日(金)	
実 技 試 験	問題公表	5月30日(火)	11月27日(月)
	実施期間	6月6日(火)～9月10日(日) 6月6日(火)～8月13日(日)(3級※)	12月4日(月)～2月11日(日)
学 科 試 験 日	7月 9日(日)(3級※) 8月20日(日)、8月27日(日)、 8月30日(水)、9月 3日(日)	1月21日(日)、1月28日(日)、 1月31日(水)、2月 4日(日)	
合 格 発 表 日	8月25日(金)(3級※) 9月29日(金)	3月 8日(金)	

※ただし、金属熱処理職種を除く。

(2) 随時試験の実施

外国人技能実習制度による外国人技能実習生を対象として、随時2級、随時3級及び基礎級の学科試験・実技試験を実施する。

(3) 技能検定関係会議への出席及び開催

公平・公正な技能検定試験の実施を徹底するため、中央職業能力開発協会が主催する会議等へ出席するとともに、広島県技能検定委員を対象とした協会主催の会議を開催する。

ア 中央職業能力開発協会主催 技能検定担当課長会議（5月、11月）

イ 県水準調整会議の開催（6月、12月）

2 コンピュータサービス技能評価試験の実施（随時）

コンピュータを活用して各種サービスを行う人々の能力を評価し、技能習得意欲を増進させるとともに、社会的・経済的地位の向上を図るために試験を実施する。

3 ビジネス・キャリア検定試験の実施（前期・後期）

人事、人材開発及び労務管理等事務系業務に携わる人々の能力を評価し、学習意欲を増進させるとともに、社会的・経済的地位の向上を図るために試験を実施する。

第3 職業訓練振興事業

1 職業能力開発講座の実施

事業所、団体等の在職者の能力開発を促進するため、階層別等の研修、セミナーを実施する。

(1) 階層別研修

ア 新入社員研修（4月）

新入社員を対象に、企業人としての行動のあり方、職場のマナーや電話対応・来客対応などの基本実務を習得するための研修を実施する。

イ 中堅社員研修（6月、10月）

入社3年目から主任・係長等の役職までの中堅社員を対象に、中堅社員の立場や役割を認識し、後輩指導のポイントや職場内での効果的なリーダーシップの発揮法を習得するための研修を実施する。

ウ 管理者研修（7月）

管理者等を対象に、管理者の役割、部下の指導・育成、職場の問題解決、管理者としての自己革新などを習得するための研修を実施する。

エ 新入社員フォローアップ研修（9月）

入社半年から1年を経た新入社員を対象に、入社後の慣れを打破し、仕事の基本を再認識するとともに、自立した社員を目指し、自分の価値やキャリアを高めるための研修を実施する。

(2) セミナー

ア 外国人雇用の基礎知識と人事・労務管理のポイント（9月）

外国人雇用の際に知っておくべき基礎知識、関係法令、募集・採用時の留意点、採用後の人事・労務管理のポイントなどを学ぶ。

イ アサーティブコミュニケーション（10月）

アサーティブな考え方（相手と向き合う時の心構え）を理解し、コミュニケーションスキルを身につけることで、意見を率直に伝え、モチベーションを落とさないような声掛けが行えるよう、演習しながら学ぶ。

(3) 出張研修（随時）

協会会員の事業所・団体を対象に、出向いて行う新入社員研修等を随時実施する。

(4) 受験準備講習等

ア 職業訓練指導員試験受験準備講習（9月）

職業訓練指導員試験（職業能力開発促進法第30条）の受験者を対象に、受験準備の充実を図るための講習を実施する。

イ 職業訓練指導員の講習＜48時間講習＞（1月）

一定の資格を有し、職業訓練指導員免許を取得しようとする者を対象に、職業訓練指導員としての資格を付与するための講習を実施する。

2 広島県職業能力開発促進大会の開催（11月）

技能検定、技能振興関係者に係る厚生労働大臣表彰、県知事表彰、中央職業能力開発協会長表彰の候補者を推薦するとともに、協会規程に基づく会長表彰者を決定し、県知事表彰及び協会長表彰の表彰式を実施する。

3 職業訓練指導員等交流会

認定職業訓練校の指導員など人材育成に携わる者の経験交流や情報交換を図るため、職業訓練指導員等交流会を実施する。

4 認定職業能力開発校近況レポートの作成

認定職業訓練校の訓練生や指導員等の取組状況を広くPRし、入職促進を図るため、認定職業能力開発校近況レポートを作成する。

5 訓練生等発表大会

認定職業訓練校の訓練生等が一堂に会し、日頃の生活体験や優秀な技能者を目指すに当たっての抱負や決意などを発表する大会を実施する。

6 優良訓練生の表彰

技能向上を促進するため、協会会員の認定職業能力開発施設の優良訓練生に対して、会長表彰を実施する。

第4 技能尊重気運醸成事業

1 ひろしま技能フェアの開催《県補助》

小中高生など若年者に「ものづくり」に触れる機会を提供するとともに、ものづくり現場における技能の重要性やものづくりの楽しさが実感できるよう参加型のイベントを開催する。

2 技能競技大会への選手派遣

青年技能者の技能レベルを競う技能競技大会に選手を派遣し、次代を担う青年技能者に努力目標を与え、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図る。

(1) 技能五輪全国大会への選手派遣

青年技能者の技能レベルの日本一を競う「第61回技能五輪全国大会（11月、開催地：愛知県等）」に広島県予選会等の成績優秀者を派遣する。

(2) 若年者ものづくり競技大会への選手派遣

若年技能者の技能レベル日本一を競う「第18回若年者ものづくり競技大会（8月、開催地：静岡県）」に協会からの推薦者等を派遣する。

(3) 技能グランプリへの選手派遣

特に優れた技能を有する1級技能士等が競う「第32回技能グランプリ（2月、開催地：福岡県）」に広島県代表選手を派遣する。

第5 若年技能者人材育成支援等事業（国からの受託事業）

若者のものづくり離れ、技能離れが見られる中、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成等を図るため、地域における技能振興事業や、中央技能振興センターが認定する「ものづくりマイスター」等を活用した実技指導などを行う。

1 地域における技能振興

(1) 技能五輪全国大会の予選の実施

技能五輪全国大会参加選手選考のため、県予選会を実施し、成績優秀者を全国大会に推薦する。

(2) 技能競技大会への参加支援の実施

「技能五輪全国大会」、「若年者ものづくり競技大会」への参加選手等に対して、旅費などの援助を行う。

2 ものづくりマイスターの認定、登録

(1) ものづくりマイスターの開拓及び認定申請等

高度な技能を持った技能士等のうち、ものづくりマイスターにふさわしい人材の募集や掘り起しを行うとともに、中央技能振興センターへの認定申請等の手続きを行う。

【ものづくりマイスター 3区分】

- ・ ものづくりマイスター：技能に優れ、技能の維持・継承や、人材育成等の活動ができる技能者
- ・ ものづくりマイスター（DX部門）：ものづくり現場において、IT技術を使って課題発見から改善提案ができ、改善を通じて生産性の向上を行う人材の育成ができる技能者
- ・ ものづくりマイスター（IT部門）：情報技術関連の技能に優れ、技能の維持・継承や、人材育成等の活動ができる技能者

(2) ものづくりマイスターの広報及び若年技能者の人材育成に係る相談・援助の受付

ものづくりマイスター制度等の広報を積極的に展開するとともに、中小企業や団体等からの若年技能者の人材育成に係る相談・援助を受け付ける。

(3) ものづくりマイスターに対する研修の実施

ものづくりマイスターに対して、指導技法等の講習を実施し、効果的な実技指導等を図る。

3 ものづくりマイスターの活用

(1) ものづくりマイスターの派遣による実技指導等の実施

技能習得機会に恵まれにくい中小企業や工業高校等の若年技能者に対し、企業・高校等の要請に応じ、指導内容、施設・設備、日程等をコーディネートした後、ものづくりマイスターを派遣し、実技指導等を実施する。

(2) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信

ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信

地域若者サポートステーションと連携し、就労を目指す若者を対象に、ものづくりマイスターを派遣し、ものづくり体験等を行う。

イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信

将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるよう、ものづくりマイスターを活用した「ものづくりの魅力」発信を行う。

(3) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信

中小企業や工業高等学校等の要請に応じて、高い技能を有する熟練技能者等を派遣し、技能検定や技能競技大会の競技課題等を活用し、若年技能者への実技指導等を実施する。

4 地方公共団体、経済団体等との連携会議の開催

技能振興の取組みや事業実施に当たって、関係機関の連携・協力や本事業の推進方策を検討するため、学識経験者や国、地方公共団体、経済団体等関係機関で構成する「連携会議」を開催する。